

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 2

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I	二〇一〇年 九月二十五日(土)―十月一日(月)
II	一〇月一三日(水)―一〇月二五日(月)
III	一〇月二七日(水)―十一月 七日(日)

a 内裏北外郭出土木簡

(いずれもSK八二〇出土)

4 平城宮内を守る兵衛たちが記された木簡 『平城宮木簡』一、九一)

- 〔戸〕
- (表) 北炬兵衛 磯 宗我 八戸 河内 養徳
石前 錦部 道守 枝井 田部
- (裏) 若麻 合十二人
尾張

長さ二五〇mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

北炬門を守る兵衛の名前を列記したものである。北炬門は、ここでは、かがり火を焚く、平城宮内の西宮の門のこと。

5・6 香炉と香入れの付札

『平城宮木簡』一、四六五・『平城宮発掘調査出土木簡概報』38、24頁下段(以下、城38―24下のように略記)、同四七九)

搗香櫃

長さ四一mm・幅二四mm・厚さ四mm ○二型式

御殿内火炉一口

長さ一六二mm・幅三三mm・厚さ三mm ○三型式

7 周防国からの塩の荷札

『平城宮木簡』一、三二六。城37―29下)

周防国大嶋郡美敢郷田部小足調塩二斗

天平十七年九月

長さ二七mm・幅三二mm・厚さ六mm ○三型式

周防国大嶋郡美敢郷から送られてきた調の塩二斗の荷札。二斗は現在の約八升、一四・四リットル。

8 三河国からのサメの荷札

『平城宮木簡』一、三六五)

参河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄参籠

並佐米

長さ三三八mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

参河国幡豆郡篠島から送られてきた佐米(サメ)の荷札。三河湾に浮かぶ島々は月交代で都に海産物を送っていた。

b 造酒司出土木簡 (いずれもSD三〇三五出土)

18 丹波国からの赤米の荷札 『平城宮木簡』二、二二五五

(表) 氷上郡井原郷上里赤搗米五斗
(裏) 上五戸語部身

長さ一九〇mm・幅三〇mm・厚さ五mm ○三二型式

丹波国氷上郡井原郷上里(今の兵庫県丹波市山南町の西部から中央部)からの春米の荷札。赤搗米は赤米を精白したもの。米五斗は約三〇キログラム。上五戸は上里の五保(五戸を単位とする隣保組織)の意味か。語部身はその責任者。郷里制(サトの下にコザトを設けた「国一郡一郷一里」の行政組織)が施行された七十七年(霊亀三)から七四〇年(天平一二)頃までのもの。

19 紀伊国からの酒米の荷札 『平城宮木簡』二、二二六六

(表) 荒河郷酒米五斗
(裏) 賀美里

長さ一四五mm・幅二四mm・厚さ六mm ○三二型式

荒河郷は紀伊国那賀郡の荒河郷(今の和歌山県紀の川市桃山町)であろう。同郷賀美里から納められた酒米の荷札。普通なら春米と書くところを、用途を特定して酒米と表記する。裏面の賀美里はコザト名。荒河郷賀美里酒米と書くのが一般的だが、コザト名のみ裏面に特記する類例が若狭国の荷札にある(175(第四室展示)など)。米五斗は約三〇キログラム。

20 みずがめの付札 『平城宮木簡』二、二二三二

三條七瓢水四石五斗九升

長さ(二〇一)mm・幅四九mm・厚さ五mm ○三九型式

21 酢の付札 『平城宮木簡』二、二二三三

中酢

三條七は、多量のカメを整然と並べた縦横の位置関係を示すもの。中味は水で、四石五斗九升は今の一石八斗三升六合、約三三〇リットル。かなりの大ガメである。

長さ一〇七mm・幅三四mm・厚さ三mm ○二二型式

造酒司は酢の醸造も担当した。正倉院文書には、米一石から酢九斗を得たことがみえる。中は酢の品質が中等級ということか。小型の短冊形の木簡で、カメなどに付けたのではなさそうである。

22 水汲みの割り当て表 『平城宮木簡』二、二二三七

(表) 十一月十六日水汲 針泉安 高宮五百嶋
田部咋未呂 長足嶋

〔車カ〕

(裏)

民酒人 丈部足未呂
桑原知嶋 日置造金

長さ二五六mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三三型式

十一月十六日の水汲み担当者八人の氏名を書き上げた木簡。この種の木簡は単なる割り当て表ではなく、担当者の報告やその食料支給に用いられる場合もあった。

造酒司出土木簡には、七二四年(神亀二)十一月に行われた聖武天皇の大嘗祭に関わる一群が含まれており、この木簡もそれに関連する可能性がある。

木簡の用途と切りこみのある形状との関係は不詳。あるいは荷札を二次利用したものか。なお、未呂の「未」の文字は、いずれも二画めの長い「未」の字体で書いている。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 3

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I	二〇一〇年 九月二十五日(土)―一〇月二日(月)
II	一〇月二三日(水)―一〇月二五日(月)
III	一〇月二七日(水)―十一月 七日(日)

C 式部省関連出土木簡

(いずれもSD四一〇〇出土)

33 大学寮の宿直報告

『平城宮木簡』四、三七五二)

大学寮解 申宿直官人事 少允従六位上紀朝臣直人
神護景雲四年八月卅日

長さ三〇〇mm・幅四〇mm・厚さ一mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。平城宮の外側、平城京内の左京三条一坊(または右京三条一坊)にあったと考えられる。宿直は、夜勤(Ⅱ宿)と日勤(Ⅱ直)の総称。少允は寮の第三等官。

神護景雲四年は七七〇年。八月四日に称徳天皇が亡くなり、即日白壁王が立太子、十七日に称徳天皇を高野山陵に埋葬、二十一日に道鏡を左遷、といった緊張の続く時期のものである。三十日は称徳の四七日の忌日に当たり、大安寺で法会が行われた。なお、当時の大学寮の長官(頭)は山部親王(後の桓武天皇)。

34 勤務評定木簡の削屑1

『平城宮木簡』五、七四四〇)

秦虫麻呂

〔卅五カ〕
年
〔郡人カ〕

○九一型式

役人の勤務評定は、考という毎年の評価と、選という数年分の考の積み重ねに基づく位階昇進の二段階で構成される。いずれも役人の個人カードの木簡を基礎資料とした。これを考選木簡と呼ぶ。考選木簡は側面にあけられた孔に紐を通して順番を固定して保管され、評価が終了すると、何度も削り直して再利用された。このため、多量の削屑が生まれる。考の木簡と選の木簡とでは内容が少し異なるが、役人の官職・位階・姓名の下に、年令と本貫地(本籍地)を二行に割り書きする書式は同じである。

35 勤務評定木簡の削屑2

『平城宮木簡』五、七四八五)

〔入〕
□ 檢前部 □
真カ)

勤務評定木簡の人名部分の削屑であろう。

○九一型式

36 勤務評定木簡の削屑3

『平城宮木簡』五、七三六

孫少初位上大原□

○九一型式

上端と左辺は木簡の原形をとどめている。孫上の部分は文字が削られていて、孫は蔭孫のことであろう。蔭子・蔭孫は、本来蔭位制（父・祖父の位階に応じて一定の位階を得る制度）の対象となる三位以上の子・孫と四位・五位の子を指すが、四位・五位の孫を含めて蔭子孫と通称したらしい。

d 長屋王家木簡

（いずれもSD四七五〇出土）

45 木上の所領から届けられた仏事用の米の送り状

『平城京木簡』一、一八六

(表) ○木上進 供養分米六斗

(裏) ○各田部逆 七月十四日秦廣嶋

甥万呂

長さ一五二mm・幅二二mm・厚さ三mm ○一一型式

仏事に用いる米六斗とともに、木上（現在の奈良県橿原市周辺）の所領から送られてきた木簡。木上は長屋王の父高市皇子のゆかりの地である。米六斗は今の二斗四升、約三六キログラム。

46 片岡の所領からのカブラの送り状

（城21―9上）

(表) 片岡進上菁六斛二斗束在 ○

(裏) 十尺束駄六匹 持丁木部足人

十月十八日真人。

長さ一九一mm・幅二七mm・厚さ五mm ○三二型式

47 周防国からの塩の荷札

（城21―33上）

片岡からカブラ六斛（現在の二・四石、約四三二リットル）を進上した際の送り状。片岡は今の奈良県王寺町・香芝市周辺。大和川が大阪平野に抜ける竜田越えに隣接する、交通の要衝でもあった。容積二斗のものを十尺の長さのもので束ねて一束にしていた。馬六匹に分けて運ぶほどのものなので、かなりの分量であることがわかる。片岡からの送り状は、カブラが多数を占め、カブラが名産だったようだ。下端には木簡を束ねて保管するための孔がある。

周防国大嶋郡屋代里田部久米末呂御調塩三斗

長さ二四三mm・幅二七mm・厚さ六mm ○三三型式

周防国大嶋郡屋代里から送られてきた調の塩三斗の荷札。三斗は現在の一斗二升、約二一・六リットル。周防大島に長屋王の経済基盤があったことを物語る。

48 長屋王邸で馬の管理をする役人への米の支給木簡

（城21―20下）

(表) ○馬司帳内一口米七合五夕 川瀬末呂 ○

(裏) ○二升 受大嶋 七月十三日 綱万呂 ○

長さ一七二mm・幅二八mm・厚さ三mm ○一一型式

馬司に勤務する帳内一人に米を支給したときの木簡。七合五夕は現在の三合、約〇・五リットル。馬司は長屋王邸内で馬を管轄する部署。当時の馬は大切な武力であった。上端や下端の孔は、この支給を証明するものとして束ねて保管しておくためのものと考えられている。

49 長屋王邸に仕える、青少年への米の支給木簡

（城21―19下）

(表) 少子十三口米一斗三升 受□□
(裏) 六月廿二日 「綱末呂」 ○

長さ二四四mm・幅二四四mm・厚さ三mm ○一型式

少子一三人に対して米を支給したときの木簡。一人あたりに一升の支給である。一升は今の四合、約〇・七リットル。

50 長屋王の御所(?)への飯の支給木簡

(城21-13下)

(表) 御所進飯二升 受牛甘 侍従六飯九升受□末呂 ○
(裏) 七日老

長さ三〇三mm・幅二二〇mm・厚さ五mm ○八一型式

御所(長屋王の御所か)に進上する飯二升と侍従(お付きの人)六人に飯九升を支給したときの木簡。御所へのは牛甘が、侍従へのは□末呂が受け取っている。

51 山方王子のお風呂を準備する人への米の支給木簡

〔平城京木簡〕二、一八三〇)

(表) 〇山方王子御湯曳人二升半 「×米」

(裏) 〇受粟田刀自女 君万呂 書吏

長さ一七〇mm・幅二四四mm・厚さ四mm ○一型式

山方王子の御湯曳人(入浴に奉仕する人)に対して、米二升半を支給したときの木簡。受け取ったのは粟田刀自女であるから、御湯

曳人も当然女性であろう。山方王子も女性で、長屋王の妹。はじめ「米」と書いてしまったのを「人」に直している。

52 長屋王の妻への米の支給木簡

(城21-15上)

(表) 安倍大刀自御所米一升 神田古 「道万呂」 ○
(裏) 御所進米五升 受物部立人 九月十六日 ○

長さ三三三mm・幅二二mm・厚さ三mm ○一型式

あべのおおとし
安倍大刀自に米を進上したことを示す木簡。安倍大刀自は、安倍(阿部)氏出身の長屋王の側妻。『万葉集』に長屋王の女賀茂女王の母としてみえる(巻八「六一三番歌注」)。複数の木簡に登場するので、長屋王邸内に正妻吉備内親王とともに同居していたらしい。とすれば、妻問い婚が通常とされる古代の婚姻形態を再考する一つの素材となる。表裏にみえる「御所」は敬称で、裏面の固有名をもたないものは、邸宅の主人長屋王本人を指すものとみられる。

e 二条大路木簡 (いずれもSD五三〇〇出土)
69 岡本宅からの瓜の進上状

〔平城京木簡〕三、四五四〇)

(表) 岡本宅 進上瓜八百七十九
(裏) 天平八年八月八日 田辺久世万呂

長さ二五一mm・幅三七七mm・厚さ五mm ○一型式

岡本宅から瓜を進上する木簡。瓜のほか、栗やササゲを進上した木簡もある。岡本宅は、正倉院文書にもみえる藤原氏の京外の拠点で、同じ天平八年に皇后宮職の写経所との間で經典の貸し借りをした記録もある。場所は正確には不明ながら、飛鳥地域が有力である。天平八年は七三六年。

70 皇后宮の門の警備の分担記録

(城24-13上)

- (表) 二門 佐伯 皇后宮 雪少山田 画師 壬生 借馬番長
 大伴 丈土部 参河下 太野番長
 (裏) 合一十二人 依数入奉宮 長二人謹状

長さ二四一mm・幅二四mm・厚さ二mm ○一型式

警備の分担を報告する木簡。二門に二人、皇后宮に八人が割り当てられている。皇后宮は聖武天皇の皇后光明皇后の宮を指し、七二九年(天平一)の立后から七四〇年(天平十二)の恭仁京遷都までの間、長屋王邸の跡地の左京三条二坊一・二・七・八坪に置かれていたことが、二条大路木簡の分析から明らかになっている。二門と皇后宮の関係は不詳だが、二門は皇后宮南面の正門か。番長は百人単位の統率者。借馬・太野はウジ名で、この二人が裏面に見えるこの木簡の報告者の長二人に相当する。

71 藤原麻呂邸の勤務分担の記録

〔平城京木簡〕三、四五六六

- (表) 宿直資人 三人 赤染秋足 大殿侍
 忍坂乙万呂 小槻筆太万呂
 (裏) 直資人 一人 [日下カ] 部乙万呂
 五月廿二日非太

長さ二九二mm・幅四四mm・厚さ五mm ○一型式

藤原麻呂邸の宿直(宿が夜勤、直が日勤)を担当した資人を書き上げた木簡。資人は臣下に与えられる従者のこと。大殿は藤原麻呂が起居した建物を指す。なお、この木簡は三分割して用途不明の木製品に転用されている。

72 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札1

〔平城京木簡〕三、四九〇六

- (表) 近江国坂郡上坂郷 (田脱)
 (表) 户主酒人公人諸土戸六斗

長さ一三八mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三三型式

73 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札2

〔平城京木簡〕三、四九一三

- (表) 近江国坂田郡上坂郷戸主比流
 (裏) 伊吹戸庸六

長さ一七一mm・幅二四mm・厚さ三mm ○五一型式

74 近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札3

〔平城京木簡〕三、四九〇七

- (表) 近江国坂田郡上坂郷戸主
 (裏) 酒人真人色洩戸庸六斗

長さ一九〇mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○五一型式

72から74までの三点は、近江国坂田郡上坂田郷からの庸米の荷札。上坂(田)郷は現在の滋賀県長浜市東上坂町・西上坂町付近。六斗は今の二斗四升、米約三六キログラム。酒人公人諸土、比流伊吹、酒人真人色洩は庸米の貢進者。上坂田郷は藤原麻呂の経済基盤の一種、封戸の可能性が高い。封戸は、位階や官職に応じて五十戸単位で与えられる給与の一種で、田租の半分と調・庸全部が封主に支給される。

天平びとの声をきく―地下の正倉院・平城宮木簡のすべて

解説シート 4

【第二室】天平びとの声を掘る

展示期間

I	二〇一〇年 九月二十五日(土)―十月一日(月)
II	一〇月一三日(水)―一〇月二十五日(月)
III	一〇月二十七日(水)―十一月 七日(日)

fさまざまな木簡

87 仏教行事に必要なものを請求した木簡

(SA三三六一出土。『平城宮木簡』二、二六六三)

〔溲豆カ〕

(表) □ 過所解 申請小豆事

小豆四升 僧 □ □
塩一升 豆五升六合

已上 □

(裏) □ 等菜料請如件

□ □ 月 □ □ 日 高市廣野
〔十一 五カ〕

長さ(二六四)mm・幅三八mm・厚さ二mm ○五九型式

上部は欠損しているが、冒頭は「過所」から始まっており、かつ僧と書かれていることから「悔過所」のことであろう。某悔過所から小豆や塩などを請求している。悔過は仏に過ちを懺悔する儀式。奈良時代には多く行われた。下端は斜めにとがらせており、木簡が廃棄された後、何らかの理由で加工したものである。出土場所は掘立柱の柵の掘形で、柵の柱を立てるために穴を掘った際に捨てられたことが分かる。

88 役所名を記した習書木簡

(SD二七〇〇出土。『平城宮木簡』二、二〇九六)

(表)

「解請 請」 「酢壺斗」
「宮内省」 「宮内」 「斗」 「宮内省省省省」 □

(裏)

水司 □ □

長さ(二二八)mm・幅三四mm・厚さ五mm ○一九型式

手習いの木簡。酢一斗を請求する文書の練習を丁寧にした後、「宮内」「水司」などの役所名を大きな字で練習している。下半部は上方に比べ薄く、一枚はいだ形のようにになっている。裏面も全体に調整の痕跡はなく、はいだ形のまま墨書している。

89 門の出入りに関係する木簡1

(SD三一五四出土。『平城宮木簡』二、二七七三)

〔籍カ〕
門

長さ一三五mm・幅四六mm・厚さ一〇mm ○八一型式

門籍は平城宮の官門・閤門を出入りする官人の名簿のこと。これによって官人の出入りをチェックした。ただし、これが門籍そのものとは限らない。

90 門の出入りに関する木簡2

(SD四九五―出土。『平城宮木簡』三、三〇〇七)

(表) □ 便従小子門出入之

(裏) 正六位上行大尉船連「船主」

長さ(一八四)mm・幅(二八)mm・厚さ三mm ○八一型式

小子門の出入りに関する木簡。東院の西端を流れた平城宮の基幹排水路SD四九五―から出土した。この木簡は、平城宮東張り出し部の付け根の位置で見つかった東一坊大路に面して開く門が小子門と呼ばれていたと推定する根拠となった。この木簡の差出人の大尉は衛府の第三等官なので、武器などの出し入れに関するものだろうか。

91 題籤軸の断片

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七六一)

□ 申故

長さ(一一八)mm・幅二七mm・厚さ八mm ○六一型式

題籤軸。軸の部分は失われているが、文書が巻かれていた。「申故」は文書の題名の一部であろうか。

92 遣渤海使の勤務評定の木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七六七)

依遣高麗使廻来天平寶字二年十月廿八日進二階叙

長さ二四八mm・幅二〇mm・厚さ四mm ○一五型式

遣渤海使(遣高麗使)だった人物が、日本に帰ってきたことにより、天平宝字二年(七五八)十月二十八日に二階級特進したことを示す木簡。側面に孔が開いており、考課木簡である。『続日本紀』天平宝字二年十月丁卯条(木簡と同日)によると、遣渤海使の位階が上げられている。

93 叙位に関わる木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三七七八)

〔朝カ〕〔年卅六カ〕

□ □ 臣 □ 麻呂 □ □ 人 今授従 □

長さ(二二〇)mm・幅二二mm・厚さ六mm ○一五型式

某麻呂が従□位を授かったことをしめす木簡。

94 式部省官人の勤務評定の木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、三九二五)

〔式カ〕〔施カ〕

(表) □ 部省資人留省紀 □ □

(裏) 年卅 河内国丹比郡

〔紀〕

河内国志紀郡人 河内国

長さ(一八〇)mm・幅三〇mm・厚さ一一mm ○一五型式

資人は皇族や貴族の従者で、「式部省資人留省」は従者の主が亡くなった後、その資人は式部省に送られる規定になっており、そのまま省付けにとどまっている状態の人のこと。裏面は習書か。

95 官人の参上の日付を記した木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、四一〇〇)

九月廿九日参 散位 □□□岸田逆

長さ一八五mm・幅一七mm・厚さ三mm ○三二型式

九月二十九日に散位の役人が参上したことを記している。官職を持つていないが位階を持つている者を散位と呼んだ。都にいる散位の者たちは散位寮に属し、忙しい部署などに必要に応じて派遣された。

97 下級役人に関する文書の題籤軸

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』五、六一七三)

(表) 史生省掌

神護景雲元年

(裏) 史生省掌

神護景雲元年

長さ(六七)mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○六一型式

各省の四等官の下に位置づけられる官人、史生と省掌にかんする神護景雲元年(七六七)の文書を巻き付けた軸。出土遺構からして、式部省の官人であろう。

96 官人たちの名前を列挙した木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』四、四一八三)

(表) [藤カ] □□

正四位 □原朝臣繩麻呂左大弁従三位中臣朝臣清麻呂 □□

正四位下石上朝臣宅嗣 中弁正五位下藤原朝臣小田 □□

従四位下大 □□ 少弁従五位下 □□□□□□□□

(裏) □朝臣 □□

□□阿倍 □□
[幸カ] □□
□□王 □□朝 □□
□□原公 □□部王 □□
□□息長 □□ □□ □□ □□ □□ □□

長さ(三八三)mm・幅(三七)mm・厚さ五mm ○一九型式